

いじめの問題への取組みの徹底のために

広島県教育委員会

1 はじめに

いじめにより、児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が、相次いで発生している。

いじめは、児童生徒の命にかかわる問題であり決して許されることではない。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」との認識に立ち、いじめを許さない学校づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

そのためには、各学校において、いじめの問題の重大性を改めて認識し、組織的な取組みが行われるよう総点検を実施し、いじめの問題への取組みについて更なる徹底を図る必要がある。

2 いじめについて

文部科学省は、平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、『いじめ』とは、『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』であり、起こった場所は学校の内外を問わない」としている。

3 いじめに関する認識について

いじめの問題への対応に当たっては、次に示すいじめに関する認識を持ち、誠実に取り組むことが大切である。

(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと

どのような社会であっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという認識に立ち、毅然とした態度で指導すること。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

(2) いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行うこと

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に察するよう努めること。その際、いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題であるということを経験し、表面的・形式的な判断で済ませることなく、いじめられている子どもの立場に立って細心の注意を払い、心に寄り添う指導を行うことが不可欠である。

加えて、いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るといふ認識を持つことが大切である。

(3) 家庭教育が果たす役割

いじめの問題の未然防止のためには、家庭教育も極めて重要な役割を担っている。家庭の中の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいを通して良好な人間関係の基盤づくりが行われる。併せて、善悪の判断などを身に付けさせることも重要である。

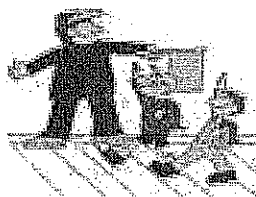


(4) 学校教育が果たす役割

一般に、いじめは学校生活において、弱い者、集団とは異質なものを攻撃したり排除したりする傾向の中で発生することが多いことから、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる適切な価値観を育てる指導の徹底とともに、道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

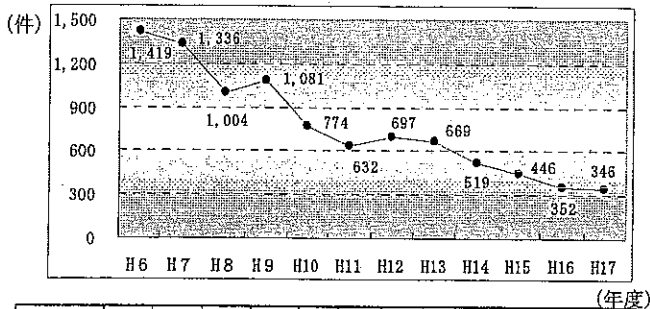
(5) 家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

いじめの解決に向けて関係者の全てが、子ども一人一人の豊かな成長への願いを共有しながら、それぞれの立場から一体となって取り組み、その責務を果たすとともに、地域を挙げた取組みも急務である。



4 いじめの状況

(1) いじめの発生状況



	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
小学校	497	459	251	222	162	123	123	118	113	72	73	86
中学校	770	661	600	751	527	432	508	489	346	320	226	204
高等学校	152	216	153	108	85	77	66	62	60	54	53	56
合計	1,419	1,336	1,004	1,081	774	632	697	669	519	446	352	346

(単位：件)

図1 小・中・高等学校におけるいじめ発生件数の年次推移

ア 小・中・高等学校のいじめ発生件数は、平成6年度の1,419件をピークとして概ね減少傾向である。

イ 小・中・高等学校の合計では、平成6年度の75.6%減(1,073件減)で約4分の1となっている。

ウ 平成17年度の前年度比較

- 小学校は17.8%(13件)増加
- 中学校は9.7%(22件)減少
- 高等学校は5.7%(3件)増加
- 小・中・高等学校の合計は、1.7%(6件)減少

(2) 学年別の状況

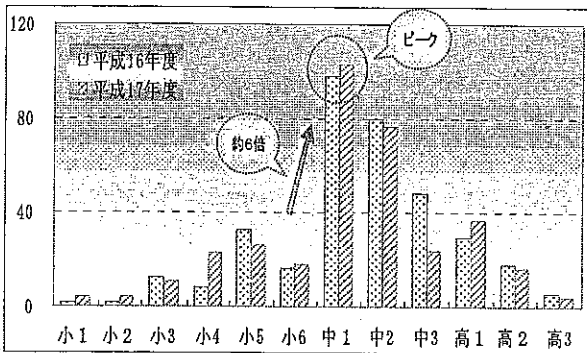


図2 学年別発生件数(平成16・17年度)

いじめの発生件数は、小学校1年生から5年生まで増加している。また、小学校6年生で減少するものの、中学校1年生(ピーク)で大きく増加(6.4倍)し、その後学年が進むにつれて減少していることなどから、小学校段階から、「いじめは絶対許されない」との認識に立った指導を徹底し、他者の痛みのわかる児童の育成

が大切である。

さらに、中学校においては、入学時にいじめは許されない行為であることを全生徒へ指導するとともに、いじめなどの問題行動への指導方針などについて徹底することが大切である。

児童生徒の発達段階に応じて、思いやりや人とのふれあいのすばらしさを体験させ、いじめを許さない学校づくりを進めていくことが大切である。

(3) いじめの態様

いじめを早期に発見するためには、どのような行為が行われているのかを把握する必要がある。

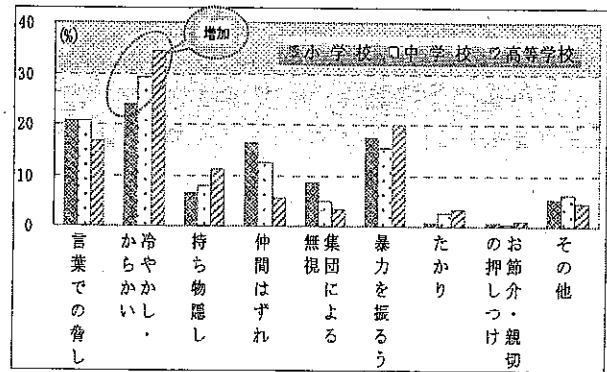


図3 いじめの態様(平成17年度)

ア 小・中・高等学校とも、「冷やかしかしいし」の構成比が最も高い。

イ 小・中学校では、続いて「言葉での脅し」「暴力を振るう」が高くなっている。

ウ 高等学校では、「暴力を振るう」「言葉での脅し」が高くなっている。

エ 「冷やかしかしいし」、「言葉での脅し」、「暴力を振るう」の占める割合が、小学校では、62.3%(前年度比3.0ポイント増)、中学校では、65.4%(前年度比3.6ポイント減)、高等学校では、71.1%(前年度比7.5ポイント増)となっている。

(4) いじめの発見のきっかけ

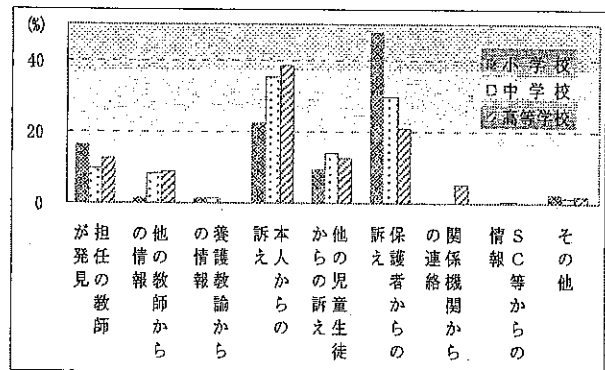


図4 いじめの発見のきっかけ(平成17年度)

- ア いじめの発見のきっかけを見ると、小学校では、「保護者からの訴え」が最も高く、「他の教師からの情報」が低い。
- イ 中学校・高等学校と進むにつれて、「本人からの訴え」が増加している。
- ウ 小・中・高等学校とも、「他の児童生徒からの訴え」の構成比が低い。

5 いじめ発見のポイント

いじめの問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応する必要があります。学校や家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

次の例に示すようなサインが見られた場合は、いじめが存在している可能性があります。きめ細かな注意を払い、実態の把握に努める必要があります。

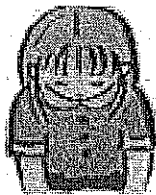
(1) 学 校

登下校時

- ★ 理由もなく、一人で朝早く登校する。
- ★ 一緒に登下校する友人が変化する。
- ★ 教職員と視線を合わさないようになる。
- ★ 元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。
- ★ 登校手段が変化する。
(自転車通学から徒歩に変わる。)
- ★ 特に用事もない(と思われる)のに、教職員に近づいてくる。

朝の学級活動、シヨートホームルーム

- ★ 体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。
- ★ 欠席、遅刻、早退の理由を明確に言わない。
- ★ 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。
- ★ 担任等教職員が教室入室後、遅れて入室する。
- ★ 表情が暗く、どこことなく元気がない。



授業中

- ★ 発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
- ★ 授業道具等の忘れ物が目立つ。
- ★ 決められた座席と違う場所に座っている。
- ★ 周囲の状況に関らず、一人でじっとしている。
- ★ 教科書、ノート等に落書きが目立つ。
- ★ 他の児童生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。

- ★ 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。
- ★ 課題等を代わりにやらされる。
- ★ 特定の児童生徒の机と距離を離す。

休憩時間、昼食時

- ★ ジュース、パン、菓子類を買いに行かされる。
- ★ 一人であることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- ★ 給食、弁当等を一人で食べることが多い。
- ★ 衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。
- ★ お金や物品の受け渡しを行っていることがある。
- ★ 遊びと称して、友人とふざけあっているが、表情が暗い。



帰りの学級活動、シヨートホームルーム、放課後

- ★ 持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらがある。
- ★ 班ノートや学級(ホームルーム)日誌に何も書かなくなる。
- ★ みんなが帰宅する前に一人急いで帰宅する。または、みんなが帰るまで帰宅したがない。
- ★ 靴や傘等が隠される。
- ★ 教職員の近くから離れようとしめない。

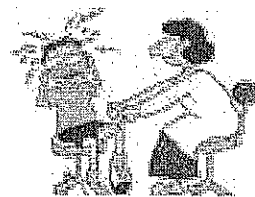
(2) 家 庭

態度やしぐさ

- ★ 家族との対話を避けるようになる。
- ★ 受信した電子メールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- ★ 部屋に閉じこもり、考え事をする。家族とも食事をしたがらない。
- ★ 感情の起伏が激しくなり、動物やもの等に八つ当たりする。
- ★ 帰りが遅くなったり、理由を言わずに外出したりする。
- ★ 用事もないのに、朝早く家を出る。

服装、身体、体調

- ★ 衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。
- ★ 自分のものではない衣服(制服)を着ている。
- ★ 学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなる。
- ★ 食欲不振、不眠を訴える。



学習

- ★ 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- ★ 成績が低下する。

持ち物・金品

- ★ 家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、用途のはっきりしないお金を欲しがらる。
- ★ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがあったりする。

交友関係

- ★ 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
- ★ 無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあったりする。
- ★ 急に友達が変わる。

6 いじめの問題の解決に向けて

いじめは、決して許されないことであり、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めてこの問題の重大性を認識するとともに、次の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(1) いじめの早期発見・早期対応

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、児童生徒等の小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努める。

イ 学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備するとともに、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の共感的な人間関係づくりに努め、児童生徒との絆を深める。

ウ いじめが生じ

た際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有化し、共通理解と役割分担を明確

にしてチームで対応するなど組織的な対応を行う。

エ 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等から正確かつ迅速な情報収集を行い、事実関係を把握する。

オ いじめの問題については、学校のみで解決しようとせず、速やかに保護者及び関係



機関、教育委員会と適切な連携を図る。

カ 保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾けるとともに、迅速に対応し、学校全体で取り組む。

キ 学校におけるいじめの指導方針及び指導計画等の情報については、保護者や地域へ積極的に公表し理解を得る。

ク いじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意し、事実を隠蔽することがないように正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。

(2) いじめを許さない学校づくり

ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒に徹底する。特に、いじめを行う児童生徒に対しては、特別な指導や学校教育法第26条にもとづいた出席停止(義務教育)等の措置も視野に入れ、毅然とした対応を行う必要がある。

イ いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。

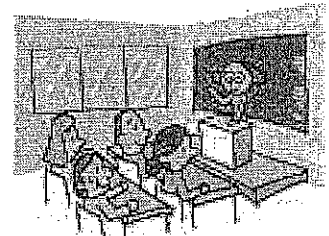
ウ いじめを許さない学校、学級(ホームルーム)づくりを進めるためには、教職員が児童生徒一人一人をかけがえのない存在ととらえ、指導することが大切である。

エ 教職員の言動が児童生徒に大きな影響

を与えることを十分認識し、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする

ことがないように自覚ある言動に努める。

オ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導により解決したと即断することなく、その後も継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。



(3) 望ましい集団づくり

いじめは、集団の中で行われ、加害者と被害者だけではなく、いじめを見てはやし立てたり喜ぶ観衆、その背後で見ても見ぬ振りをしたり、自分に被害が及ばないように知らない振りをする傍観者という4層構造になっている。

いじめの問題の解決には、加害者への厳しい指導はもちろん大切であるが、観衆や傍観者もいじめを助長している存在であることを児童生徒に認識させ、いじめを生まない、いじめを自ら解決しようとする望ましい集団づくりを行うことが重要である。

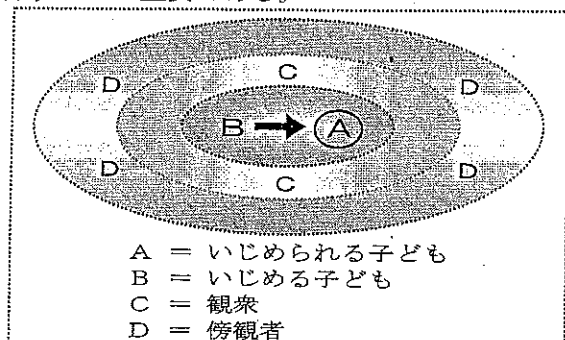
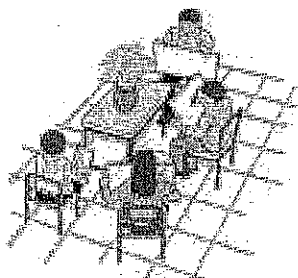


図5 いじめの構図

そのための一方策としては、クラス全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、いじめを注意する正義感やいじめの事実を教職員に相談することは、正しい行為であると指導することが大切である。

7 いじめの問題の取組みに対する教職員の在り方

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち日々の教育活動にあたること。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守り通す姿勢を示すこと。
- (3) 教職員の言動がいじめの発端となる場合があることを十分認識し、児童生徒、保護者、地域の信頼が得られるよう、教職員としての自覚と責任を持った指導を行うこと。
- (4) いじめに対する学校の指導方針の周知や日常の児童生徒の状況等について、積極的に家庭と連携をとること。
- (5) いじめ等の訴えが児童生徒、保護者等からあった場合は、まず謙虚に耳を傾けるとともに、事実関係の把握を正確かつ迅速に行うこと。
- (6) いじめの問題の解決に当たっては、教職員等が一人で抱え込むことなく、報告、連絡、相談、確認を確実にし、決して隠すことが



ないよう対応すること。

- (7) いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定めている指導基準に基づき、「してはいけない事はしてはいけない」と毅然とした粘り強い指導を行うこと。
- (8) 児童生徒が教職員に悩み等を打ち明けられるような、信頼される人間関係作りを積極的に行う。

8 終わりに

いじめを未然に防止するためには、「いじめは許されない行為」ということを児童生徒の心に持ち続けさせ、定着させる指導を行うことが重要である。

そのためには、発達段階に応じた継続的な指導が大切である。また、いじめがなぜいけないのかを教職員が本気で自らの生き方や思いを語ることで、児童生徒にいじめは許されない行為であることを内面化することができる。

さらに、教職員はいじめに悩んでいる児童生徒のサインを早期に察知し、加害者と正面から向き合い厳しく指導するとともに、被害者を教職員が守りきることが大切である。



【参考】に示す「1 チェックリスト(いじめの問題の取組みについてのチェックポイント)」や「2 指導の進め方と留意点」等を参考にして、いじめの未然防止と発生後の適切な対応が組織的に行われる生徒指導体制の確立が重要である。

【注】図2から図4について、高等学校定時制課程の4年生は3年生に、特殊教育諸学校は各学校種の各項目に含めて集計している。

【参考文献】

- (1) 文部科学省「いじめの問題への取組の徹底について(通知)」平成18年10月19日
- (2) 森田洋司・清水賢二「新訂版 いじめ—教室の病い—」金子書房 平成6年

【参考】

1 チェックリスト

いじめの問題の取組みについてのチェックポイント

項目	十分できている	できている	不十分である	できていない
(1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。				
(2) いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				
(3) いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけない事はしてはいけない」と毅然とした粘り強い指導を行っているか。				
(4) いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守り通す姿勢を示しているか。				
(5) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にし、学校全体で対応する体制が確立しているか。				
(6) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実を努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識を立って指導に当たっているか。				
(7) 学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				
(8) 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間はいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
(9) 学級（ホームルーム）活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				
(10) 児童生徒の幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
(11) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
(12) いじめを行う児童生徒に対しては、特別な指導計画による指導のほか、状況によっては、出席停止（義務教育）や警察との連携による措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。				
(13) いじめられる児童生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っているか。				
(14) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				
(15) 部活動における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、生徒同士が良好な関係が築けるよう指導しているか。				
(16) 授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。				
(17) 教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成を努めているか。				
(18) 児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握を努めているか。				
(19) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。				
(20) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
(21) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
(22) 校内で児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。				
(23) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに対応することができる体制になっているか。				
(24) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
(25) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。				
(26) 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。				
(27) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
(28) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				

指導体制

教育指導

早期発見・早期対応

家庭・地域・社会との連携

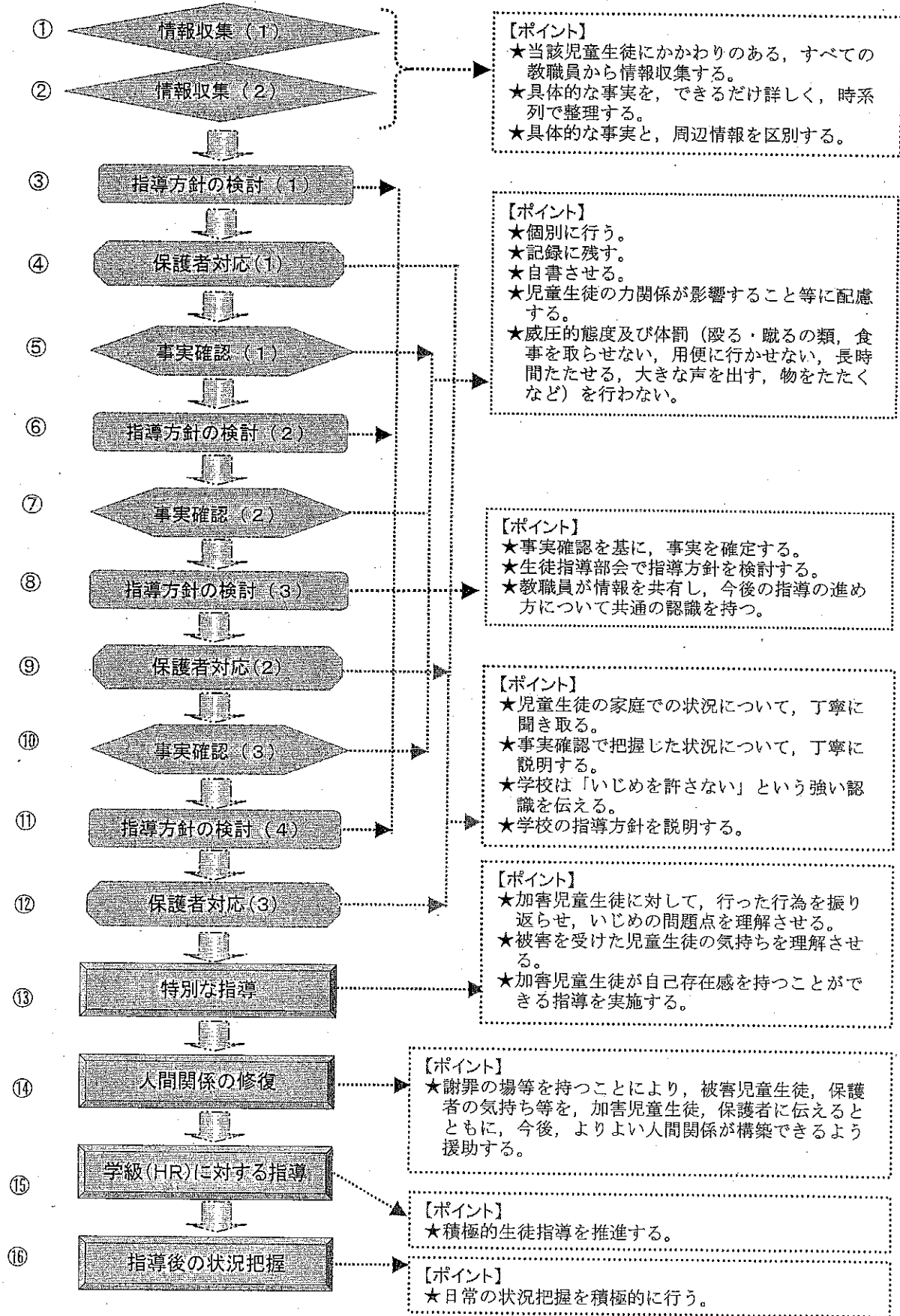
2 指導の進め方と留意点

いじめへの対応はスピードが大切！しかし、拙速な対応は事態を悪化させる！

指導モデル			留意点
①	情報収集 (その1)	発見した教職員が状況を報告、 整理	★状況を管理職及び生徒指導主事等に、 報告する。 ★できるだけ具体的に、事実を整理する。
②	情報収集 (その2)	複数の教職員から情報を収集	★担任、副担任、教科担任、養護教諭、ク ラブ担当教員、部活動顧問等から情報収 集する。
③	指導方針の検討 (その1)	生徒指導部会の開催	★教職員からの情報を基に、今後の対応方 針を検討する。
④	保護者対応 (その1)	被害児童生徒の保護者への対応	★被害児童生徒の保護者に対し、現時点で の状況と今後の指導について説明する。
⑤	事実確認 (その1)	被害児童生徒からの聞き取り	★時間、場所、状況等に配慮する。 ★徹底して守り通すという毅然とした態度を 示す。 ★心情に寄り添いながら、具体的な事実と ともに、思いを丁寧に聞き取る。
⑥	指導方針の検討 (その2)	生徒指導部会の開催	★教職員からの情報、被害児童生徒からの 事実確認を基に、今後の対応及び指導方 針を検討する。
⑦	事実確認 (その2)	周囲の児童生徒からの聞き取り	★被害児童生徒の状況、人間関係に十分配 慮して行う。
⑧	指導方針の検討 (その3)	生徒指導部会の開催	★周囲の児童生徒からの聞き取りを基に、 事実を整理する。
⑨	保護者対応 (その2)	被害児童生徒の保護者への対応	★いじめの状況、指導方針等の説明及び家 庭の状況についての聞き取り。
⑩	事実確認 (その3)	加害児童生徒からの聞き取り	★被害児童生徒、教職員等からの聞き取り を基に、事実確認を行う。
⑪	指導方針の検討 (その4)	生徒指導部会の開催	★加害児童生徒からの事実確認を基に、今 後の対応及び指導方針を検討する。
⑫	保護者対応 (その3)	加害児童生徒の保護者への説明	★確定した事実とともに、学校としての指 導方針を説明する。
		被害児童生徒の保護者への説明	★学校の取組み状況についての説明と、当 該児童生徒の学校での様子について説明 する。
⑬	特別な指導	加害児童生徒に対する、毅然と した指導	★指導方針に従って実施する。
⑭	人間関係の修復	謝罪の場等の設定	★被害児童生徒保護者と連携し、意向を反 映させる。
⑮	学級(ホームルー ム)に対する指導	いじめのない学級(ホームルー ム)づくり	★被害及び加害児童生徒だけの問題として 捉えるのではなく、周りでいじめをはや し立てたり、見て見ぬふりをしたりした 児童生徒の指導を行う。 ★いじめを許さない望ましい集団づくりを 行う。
⑯	指導後の状況把握	加害被害児童生徒の状況把握	★当該児童生徒との面接、保護者との連携、 授業での状況等を把握する。

いじめ発覚時の指導の進め方と留意点

「いじめられている児童生徒を必ず守る!」「事実関係の把握は迅速かつ正確に!」



いじめに関する緊急メッセージ（教職員の皆様へ）

平素から児童生徒の教育に精力的に御尽力いただいている御苦勞に敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、学校は生命あるものすべてに対する感謝の心や思いやりの心をはぐくみ、より深く自己を見つめながら、お互いに尊重し合い、人間としての在り方生き方の自覚を深めていく場であり、教職員と児童生徒が絆を強め、人生の師、人生の友を見つける場でもあるとの理念のもとに教育を進めて参りました。

しかるに、誠に遺憾ながら、学校におけるいじめを背景に将来を囑望される児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生しており、この事態を深刻に受け止めているところであります。

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、人間性を無視した卑劣極まりない行為です。

県教育委員会としても、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを十分に認識した上で、未然防止、早期発見・早期対応に努めて参りました。

そこで、今回の事案を受けて、改めて次のことを徹底していただくよう要請いたします。

- 1 教職員一人一人がいじめられている児童生徒を守りきる（「先生たちは、あなたたちを絶対に守りきります。」）ということを言葉と態度で示してください。
- 2 いじめられている児童生徒を学校全体で守るためにも、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さないでください。
- 3 児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めてください。
- 4 自分だけで問題を抱え込むのではなく、学校全体で情報を共有してください。また、学校だけで取り組むのではなく、児童生徒一人一人の豊かな成長への願いを共有しながら、家庭や関係機関等と一体となった取組を進めてください。

本県が掲げている「広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の創造」を目指し、共に精励しましょう。

平成24年7月27日

広島県教育委員会委員長 平田 克明

教育長からのいじめに関する緊急メッセージ

私たちは、みなさん一人一人が「かけがえのない人」として大切にされ、安心して学校生活を送り、自分を伸ばすことができる楽しい学校にしたいと思っています。

そうしたみなさんの学校で、「いじめ」は絶対に許されません。

いじめられている人へ。

あなたは、決して一人ではありません。

つらい思いを一人で抱え込まないでください。

どんなことがあっても、自分の命を絶ってはいけません。

安心して先生やまわりの大人に相談してください。

いじめている人へ。

いじめをすぐに止めてください。

あなたの言葉や態度が、相手の心を傷つけて苦しめています。

あなたの心も傷ついているのかもしれませんが、あなたの命が大切な命であるように、相手の命も大切な命なのです。

いじめを見てはやし立てている人へ。

いじめをはやし立ててはいけません。

いじめを直接行っていなくても、はやし立てることは、いじめです。

いじめている人と同じように、人として絶対にしてはいけないことなのです。

いじめを見て見ぬふりをしている人へ。

声を出して、いじめをすぐに止めてください。

どんなに心の中で、いけないことだと思っても、何もしなければ、いじめを許していることと同じです。「いけないことは、いけない。」と言える勇気を持ってください。

いじめている人に直接言えなくても、先生やまわりの大人に必ず相談してください。

みなさんには、「いじめ」を絶対にしない人、許さない人になってほしいと願っています。

私たちは、「いじめ」を絶対に許しません。いじめられている子どもたちを絶対に守り通します。

みなさんの力で「いじめ」のない楽しい学校をつくりましょう。

平成24年8月28日

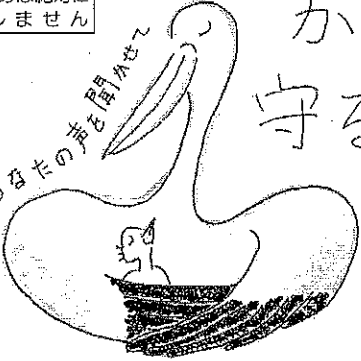
広島県教育委員会
教育長 下崎 邦明

～教育相談窓口紹介カード～

いじめは絶対に許しません

あなたの声を聞かせて

かならず
守るからね!



あなたは
ひとりじゃない

広島県教育委員会

- ★ 24時間いじめ相談ダイヤル(全国統一ダイヤル)
0570-0-78310 (なやみ言おう)
- ★ いじめダイヤル24 (広島県)
082-420-1313
直接相談対応 (平日) 9:00~19:00
留守番電話対応 (平日) 19:00~ 9:00
(休日) 24時間
- ★ 心のふれあい相談室
082-428-7110
相談対応 月曜日~金曜日 9:00~16:00
- ★ こころの相談室
084-925-3040
相談対応 毎週火曜日・水曜日 10:00~17:00